

第34回山形家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和3年7月2日（金）午後1時30分～午後2時40分

第2 場所

山形家庭裁判所第1会議室

第3 出席者

青木敏，伊藤正尚，梶熊祐吉，金谷和彦，小林裕明，佐藤伸行，鈴木隆，鈴木隆一，深沢茂之，山上朗（敬称略，五十音順）

（列席職員）

秋元家裁事務局長，中里首席家裁調査官，佐藤次席家裁調査官，近野家裁事務局長，熊谷地裁総務課長

第4 議事

1 新任委員挨拶（佐藤委員）

2 議題「少年保護事件における教育的働きかけについて」

(1) 議題に関する基本説明

少年保護事件の手続きの概要等及び少年保護事件における教育的働きかけについて説明

(2) 意見交換

別紙のとおり

3 次回の予定等

(1) 次回開催日時（地裁委員会と合同開催）

令和4年2月16日（水）午後1時30分

(2) テーマ

未定（委員長に一任）

(別紙)

意見交換結果（主な意見）

(◎委員長，○委員，■説明者（列席職員）)

1 少年保護事件における教育的働きかけについて

- ◎ 少年保護事件における教育的働きかけについて御意見等があれば伺いたい。
- 調停委員をしている関係で少年友の会の活動について見聞きすることがあるが，その活動内容を見ると，手弁当のような感じで，大変だと思う。家裁調査官OBの方などが主に活動していて，一般の方々には難しいのかなという気がしている。中には一般の方で少年保護事件の付添人をしている方もいるようだが，よほど気持ちがいっている方ではないと大変なのかなと思う。
- 少年友の会の少年事件に関する活動としては付添人活動が多い。以前は集団の講習会のようなものに入って指導していただくようなことが多かったが，最近では個別対応が多い。活動には，大学生にもボランティアで関わっていただいております。先ほど説明した学習指導，学習支援をやっていただくことが多い。
- 家裁調査官の働きかけをみると非常に徹底してやっているんだと思う。働きかけの手法については，日記を書かせたり，いろいろあるとのことだが，どのくらいの期間やスケジュールで行っているのか。
- ケースによるが，家裁調査官が調査して裁判官に意見を提出するのは，それほど長い期間ではなく，少年が鑑別所に入っている，いわゆる「身柄事件」として最大4週間という決められた期間に，一般的には三，四回，多い場合は五，六回の調査をしている。日記を書かせたりするような場合には「試験観察」という決定がされて，その中で行っている場合が多い。試験観察の期間としては，通常は三，四か月，長いと半年近く行う場合もあり，家裁調査官が定期的に面接をしている。
- 裁判官の立場から言えば，試験観察に付するケースで多いのは，第1には終局処分の選択に悩むときである。例としては，少年院送致が相当か，保護観察

という社会内処遇で立ち直れる少年なのか、限られた時間での判断に悩む事案で、家裁調査官からも、試験観察をして様子を見定めたい、という意見が出されたときが多いと思う。先ほどの委員のお話しにもあったとおり、試験観察となれば家裁調査官の負担は非常に大きいので、どちらかというところ、家裁調査官の方から試験観察の実施が相当と積極的に意見が述べられた場合に選択することが多いと思う。

- ◎ 非行に至るには何か原因がある場合が多く、それが家庭だったり、少年自身の問題だったりするが、先ほどから教育的配慮、と言っているのはそういう原因に気付いてもらえるかということになる。家庭裁判所が審判をするに当たってはその辺りが一番意識しているところであり、少年がそれに気付ければ、更生していける可能性があるということになるので、チャンスを与えて、それに気付けるかどうか見極めるということだと思われる。

2 補導委託先について

- ◎ 裁判所では補導委託先の開拓が課題だという説明があったが、それについて御意見等があれば伺いたい。
- 商工会議所ではそういう話はないが、成人対象の保護観察では、保護観察中の方の就労支援について、協力事業主会というのがあり、そういう方を雇うとそれなりにメリットがあるということになっている。実情としては、熱心な指導をしてくれる経営者のところであれば長続きするが、一生懸命やっても結局は悪い友達に引っ張られてしまったということもあると、体験発表会などで聞いたことがある。補導委託先の開拓については、そのような熱心な経営者を中心に探すということが考えられると思う。
- 補導委託先の開拓については、多方面に調べて検討してはいるが、最終的には難しい場合もあり、なかなか登録には至らないというのが実情である。住み込みではなく、通所する施設は県内で10か所以上ある。以前は、親元を離れ

て住込みというケースもあった。現代では、少年が住込み等を嫌がる傾向があるかという点意外とそうでもなく、行き場がなくて困っているというのは少年自身も分かっているようで、むしろ少年の方から、地元をいったん離れたいという場合もある。

○ 補導委託先は、民間の方にボランティアでお願いするというイメージでよいのか。

■ 補導委託は、ボランティアではなく、一定の補導委託費は支払われる。補導委託を住込みでお願いするところについては、寮のような居住スペースの確保も含めてお願いするということである。

○ 登録先が増えればよいとは思いますが、新聞社としては、これまで記事として扱ったりしたことはなかったと思う。山形の裁判所で課題となっているということなので、もし機会があったら何かお手伝いできればよい。

○ 弁護士としては、私自身はあまり少年事件の経験はないが、家裁調査官の仕事というのは大変というのが感想である。少年の更生について家庭裁判所ですべてカバーできるものではなく、終局処分の終わった後まで家庭裁判所が継続的に関与していくことも制度上はできないと思うので、処分の後にどう関わっていくかの問題だと思う。必ずしも、簡単に目が覚めたように更生するわけではないので、社会への受け渡し、ということを考えていかなければならないと思う。補導委託制度もそうだし、保護司の制度も、善意というものに偏りすぎていると思われ、制度として考え直していかないと、難しいのではないかと思う。また、少年の変化というか、事件の質の変化というか、幼少時の虐待や発達障害という事例が多い時代になっていて、古典的な、悪い友達から引き離すような環境整備などの手法だけではなかなか難しくなっているのではないかと思う。

■ 発達障害の少年が多くなっているということであるが、家裁には、非常勤の医師がいるのに加え、家裁調査官がそのような研修を受けており、家庭裁判所の調査の枠組みの中で活用できるように訓練は受けている。事案に応じて、非

常勤の精神科医の医師のアドバイスも受けながら進めている。

- 大学などでは、スクールカウンセラーを設けていつでも相談できるようになっている。今のお話だと、家裁調査官の方がいろいろ勉強されているとのことだが、専門のカウンセラーに頼めば、家裁調査官の方も違うところに力を入れられるのではないかと感じた。
- 裁判官としての経験では、精神障害等がある少年のケースについて、非常勤の医師に相談したケースはなく、すべて家裁調査官に調査してやっていただいている。
- 少年の責任能力などが問題となるケースもあるが、責任能力があるかないかの判断だけで見てしまうと、その少年を救いとることができなくなってしまうので、保護の面とのバランスをとりながら検討している。
- ◎ 逮捕された少年は、審判までの間、少年鑑別所に入ることがほとんどだが、鑑別所でも少年を調べて、裁判所に情報を伝えてもらい、調査官もそれを踏まえてさらに調査するという複合的な検討をしている。
- 発達障害とか知的障害とかはっきりした障害があれば、就労の際に障害者枠で雇っていただくとか、生活面も面倒を見ていただけるという方向もあると思う。補導委託先に関しては、民間の篤志家の方々に今までお願いしてきたと思うが、補導委託という言葉とか概念がまだ世間に浸透しておらず、それも開拓が進まない一つの大きな原因ではないかと思う。非行少年とか、犯罪少年とかという言葉は、世間一般の方は避けたいというところがあり、例えば、以前に神戸で起きた児童殺傷事件とかを考えても、そのような少年が今は一般社会で生活していることについて、一般の人は、ずっとどこかの施設等に入っていてほしいというような意識の方が高いと思う。一方で、身近な人の軽い犯罪であれば、応援したり、見守ってあげたい、という気持ちがあるのも確かだと思うので、補導委託という制度だけではなく、非行少年の実態などを世間一般にもっと広く理解してもらわないと、この制度は進んでいかないのではないかと思

う。

○ 事業主にとっては、非行歴のあるような少年を雇うと、あそこにはそういう子が働いている、というような見方をされてしまうような風潮もあると思う。新聞で報道したりアピールする場合も、報道の仕方は、特に新聞だと難しいと思う。

○ 報道において具体的なケースを記事にする場合は配慮が必要となる。

■ 補導委託の目的としては、補導委託先それぞれの特色に応じた指導をしてもらうということや、いわゆる普通の人が備えていなければならない社会的常識や協調性など、集団生活、社会生活を営む上での必要な能力を身に付けさせることである。

また、自立に向けた具体的な準備を行うという目的もあり、働いてお金を貯めて、委託先を出るときは、アパートで一人暮らしできるくらいのところまでいけばいいということもある。

◎ 集団生活でその少年がうまく一人で生活できるレベルなのか、あるいはそれを超えて社会の一員として、きっちり働けるだけの能力を身に付けていけるかどうか、ということだと思うが、少年法改正で今後は年長の少年が新たな枠組みになるので、逆に家庭裁判所の手から離れるというケースも増えてくるかもしれない。成人の『更生保護会』のお世話になるような形にならざるを得ないかもしれないので、そのような意味でも、制度自体を今後、考えていかなければならないところに来ているのかもしれない。

ある裁判所の補導委託先で、少年にひたすら石を磨かせ、心が出てくると石が輝く、ということを見せているところがあり、それで自分の内面を鍛えるということを目指していたところもあった。そのように、補導委託には、自分の中の根気を造るというような面もある。

○ 大変難しい課題だと思う。発達障害の関係に少し関わったことがあるが、以前は、集団的な昔風の指導とか、後輩が先輩を見習うとか、そういう時代だっ

たが、今の時代は、生活スタイルが変わってきていて、なおさら、個別の特徴に合わせて、カウンセラーにお願いするとか、学校の教員経験者に関与してもらおうとか、そういった知識や経験のある方でないと難しいのではという気がする。補導委託制度等に関連する問題も、全国的な課題だとは思っているので、全体的に考えていく必要があると感じた。

- 法務局においては、虐待やいじめとかに関連した取組みとして、人権擁護活動として「SOSミニレター」という取組みなどを行っているが、日記や作文を書くという取組みは、現代の子供たちにはハードルが高いという気がしている。先生でもなく親でもない、第三者の大人がどう関わっていくか、というのが重要になると思う。県の機関である児童相談所を拡大するというようなことも視野に入れて、制度上の検討が必要だと思う。法務局の人権擁護委員というのもボランティアであり、なかなか手がないという状況にある。ましてや補導委託先ということであれば、現実には厳しいと思われる。
- ◎ 本日の協議からは、補導委託先の開拓というのはなかなか難しい状況と感じられた。制度自体を時代の流れに合わせて変えていかなければならないのではということもあると思う。

以上